

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第37号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項の表中「賠償責任等」の次に「、北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）に規定する失職の特例」を加える。

第2条 北海道行政組織規則の一部を次のように改正する。

目次中「及びグループ」を「及び係」に、「グループの」を「係及びグループの」に、「第14款 削除」を「第14款 児童相談所（第141条－第144条）」に、「第5款 漁業研修所（第221条－第223条）」を「第5款 漁業研修所（第221条－第223条）」を「第6款 削除」を「第6款 北の森づくり専門学院（第224条）」に、「第3目 児童相談所（第262条の22－第262条の28）」を「第3目 削除」に改める。

第2章第1節の節名中「グループ」を「係」に改める。

第5条第2項の表総務部の項中「行政改革局」を「行政局」に、「法務・法人局」を「法人局」に改め、同表総合政策部の項中「空港運営戦略推進室」を「官民連携推進室」に、「地域振興局」を「地域行政局」に改め、同表経済部の項中「産業振興局」を「産業振興局 環境・エネルギー局」に改め、同条第3項の表法務・法人局の項、政策局の項及び産業振興局の項を削る。

第6条第2項の表行政改革局の項中「行政改革局」を「行政局」に、「行政改革課」を「文書課 財産課 改革推進課」に改め、同表法務・法人局の項中「法務・法人局」を

「法人局」に、「法制文書課」を「独立行政法人課」に改め、同表政策局の項中「土地水対策課」を「土地水対策課 総合教育推進課」に改め、同表地域創生局の項中「地域主権課」を「地域政策課」に改め、同表地域振興局の項中「地域振興局」を「地域行政局」に、「地域政策課」を「行政連携課」に改め、同表環境局の項中「生物多様性保全課」を「自然環境課」に改め、同表産業振興局の項中「産業振興課」を「産業振興課 科学技術振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

環境・エネルギー局 環境・エネルギー課

第6条第2項の表労働政策局の項中「人材育成課」を「産業人材課」に改め、同条第3項の表人事課の項及び職員厚生課の項を削り、同表法制文書課の項中「法制文書課」を「文書課」に改め、同表国際課の項中「国際交流室 パスポートセンター」を「パスポートセンター」に改め、同項の次に次のように加える。

環 境 政 策 課 水道広域化推進室

第6条の2の見出しを「（係等）」に改め、同条中「グループ」を「係又はグループ」に改める。

第7条第2項の総務部行政改革局の事項を次のように改める。

総務部行政局

- （1）法規文書の審査、北海道公報の編集発行等に関すること。
- （2）不服申立て、訟務等の総合調整に関すること。
- （3）文書の管理及び情報公開等に関すること。
- （4）公有財産に関すること。
- （5）本庁の庁舎周辺地域の整備に関すること。
- （6）道有施設等の効率的かつ計画的な維持管理活動に関すること。
- （7）行政運営の基本原則の企画調整に関すること。

第7条第2項の総務部法務・法人局の事項中「総務部法務・法人局」を「総務部法人局」に改め、同事項第5号中「大学法人」を「道が設立した地方独立行政法人」に改め、同事項第6号から第8号までを削り、同項の総合政策部空港運営戦略室の事項を次のように改める。

総合政策部官民連携推進室

民間企業等との連携の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第7条第2項の総合政策部政策局の事項第9号を削り、同項の総合政策部地域創生局の事項第2号中「地方分権の」を「地域振興の企画、総合調整及び」に改め、同項の総合政策部地域振興局の事項中「総合政策部地域振興局」を「総合政策部地域行政局」に改め、同事項第2号中「地域振興の企画、総合調整及び」を「地方分権の」に改め、同項の総合政策部航空局の事項中「（総合政策部空港運営戦略推進室の主管に属するものを除く。）」を

削り、同項の環境生活部環境局の事項第4号中「生物の多様性」を「自然環境」に改め、同項の経済部産業振興局の事項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、同事項の次に次の1事項を加える。

経済部環境・エネルギー局

- (1) エネルギーに関すること。
- (2) 鉱業に関すること。
- (3) 産業保安の確保に関すること。
- (4) 環境産業の振興に関すること。

第7条第3項の総務部法務・法人局大学法人室の事項、総合政策部政策局総合教育推進室の事項、総合政策部政策局研究法人室の事項、総合政策部政策局世界津波の日高校生サミット推進室の事項、経済部産業振興局環境・エネルギー室の事項及び経済部産業振興局科学技術振興室の事項を削る。

第8条の総務課の事項中第9号から第13号までを削り、第14号を第9号とし、第15号を第10号とし、第16号を削る。

第8条の2の見出し中「総務部行政改革局」を「総務部行政局」に改め、同条中「総務部行政改革局」を「総務部行政局」に改め、同条の行政改革課の事項の前に次の2事項を加える。

文書課

- (1) 条例、規則その他の法規文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- (2) 他課の主管に属しない法規の立案に関すること。
- (3) 訴訟に関する事務の総合調整に関すること。
- (4) 法律上道の義務に属する損害賠償に関する事務の総合調整に関すること。
- (5) 不服申立てに関する事務の総合調整に関すること。
- (6) 条例等の公布及び北海道公報の編集発行に関すること。
- (7) 文書の管理に関する事務の総括に関すること。
- (8) 公印に関すること。
- (9) 情報公開及び刊行物等による情報提供の総括に関すること。
- (10) 個人情報の保護の総括に関すること。
- (11) 知事の資産等の公開に関すること。
- (12) 北海道の歴史に関する文書等の収集及び整理に関すること。
- (13) 北海道の歴史に関する文書等の保存及び閲覧等に関すること。
- (14) 北海道の歴史に関する文書等の調査及び研究に関すること。
- (15) 北海道立文書館に関すること（前3号に掲げる事務を除く。）。
- (16) 道史編さん事業に関すること。

財産課

- (1) 公有財産に係る事務の統括に関すること。
- (2) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公有財産管理事務に係る集中処理に関すること（知事が別に定めるものに限る。）。
- (4) 本庁の庁舎周辺地域の整備に関すること。
- (5) 道有施設等の効率的かつ計画的な維持管理活動に関すること。
- (6) 道有資産所在市町村交付金に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の2の行政改革課の事項中「行政改革課」を「改革推進課」に改め、同事項第1号中「行政改革の総合調整」を「行政運営の基本原則の企画調整」に改め、同事項第2号中「道の経営資源の配分に係る」を「業務の改革の企画及び」に改め、同事項第3号中「及び改善」を削り、同事項第5号中「行政運営の基本原則の企画調整」を「内部通報制度」に改め、同事項第6号中「業務改善提案・通報制度」を「内部統制制度」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 行政情報センターの分掌事務は、前項の文書課の分掌事務のうち第9号から第11号までに掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、知事の資産等報告書等の保存及び閲覧に係るものに限る。）とする。
- 3 文書館の分掌事務は、第1項の文書課の分掌事務のうち第12号から第14号までに掲げる事務とする。
- 4 道史編さん室の分掌事務は、第1項の文書課の分掌事務のうち第16号に掲げる事務とする。

第8条の3第1項の人事課の事項第14号及び同項の職員厚生課の事項第9号並びに第2項及び第3項を削る。

第8条の5の見出し中「総務部法務・法人局」を「総務部法人局」に改め、同条第1項中「総務部法務・法人局」を「総務部法人局」に改め、同項の法制文書課の事項を次のように改める。

独立行政法人課

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。
- (2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関すること。
- (3) 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の5第2項から第4項までを削る。

第9条の3に次の1事項を加える。

総合教育推進課

総合教育会議の運営及び教育関連施設の総合調整に関すること（教育委員会の所掌に属するもの及び他部の主管に属するものを除く。）。

第9条の4第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を第2項とする。

第9条の6の地域戦略課の事項第4号を削り、同条の地域主権課の事項を次のように改める。

地域政策課

- (1) 地域振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 過疎地域、離島等の振興に関すること。
- (3) 移住、交流施策等の推進に関すること。

第9条の7の見出し中「総合政策部地域振興局」を「総合政策部地域行政局」に改め、同条中「総合政策部地域振興局」を「総合政策部地域行政局」に改め、同条の地域政策課の事項を次のように改める。

行政連携課

- (1) 道と市町村等との連携及び市町村間の連携に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地方分権の推進に関すること。
- (3) 総合振興局等の在り方に関すること。
- (4) 道州制特区に関すること。

第9条の9の航空課の事項第1号中「（総合政策部空港運営戦略推進室の主管に属するものを除く。）」を削る。

第10条の2の環境政策課の事項に次の2号を加える。

- (7) 環境に係る試験研究等の調整に関すること。
- (8) 水道事業の広域化に関すること。

第10条の2の生物多様性保全課の事項中「生物多様性保全課」を「自然環境課」に改め、同事項第1号中「生物の多様性」を「自然環境」に改め、同事項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 生物の多様性の保全等に関すること。

第10条の2に次の1項を加える。

2 水道広域化推進室の分掌事務は、前項の環境政策課の分掌事務のうち第8号に掲げる事務とする。

第13条の4の産業振興課の事項に次の3号を加える。

- (6) 産業技術の振興に関すること。
- (7) 産業技術に係る試験研究等の調整に関すること。
- (8) 工業技術センターに関すること。

第13条の4に次の1事項を加える。

科学技術振興課

- (1) 科学技術の振興に関すること。
- (2) 知的財産に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 研究開発に係る産学官連携に関すること。
- (4) 航空宇宙産業の振興に関すること。

第13条の6を第13条の7とする。

第13条の5第1項の雇用労政課の事項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 労働委員会に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第13条の5第1項の雇用労政課の事項中第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同項の人材育成課の事項中「人材育成課」を「産業人材課」に改め、第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 人材の確保に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 人材の誘致に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第13条の5第2項中「第10号から第13号まで、第15号及び第17号」を「第9号から第15号まで」に改め、同条を第13条の6とし、第13条の4の次に次の1条を加える。

（経済部環境・エネルギー局の課）

第13条の5 経済部環境・エネルギー局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境・エネルギー課

- (1) エネルギー対策の総合調整に関すること。
- (2) 砂利採取に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 採石に関すること。
- (4) 電源立地の調整等に関すること。
- (5) 石油類の需給調整等に関すること。
- (6) 電気工事士、電気用品の販売事業及び電気工事業の業務の適正化に関すること。
- (7) 鉱業に関すること。
- (8) 休廃止鉱山に係る鉱害対策に関すること。
- (9) 高圧ガス及び液化石油ガスの保安の確保に関すること。
- (10) 火薬類及び武器等製造の取締り及び保安の確保に関すること。
- (11) 石炭鉱業の安定対策の総合企画及び推進に関すること。
- (12) 産炭地域の振興対策に関すること。
- (13) 産業の環境対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (14) 環境・リサイクル関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

く。)

第14条の2の技術普及課の事項第4号中「の連携」を「等の調整」に改める。

第14条の3の農地調整課の事項第10号を削る。

第16条の2の林業木材課の事項に次の1号を加える。

(9) 北の森づくり専門学院に関すること。

第20条の3の建築指導課の事項に次の1号を加える。

(20) 住宅及び建築物に係る試験研究等の調整に関すること。

第2章第1節第2款第3目の目名中「グループ」を「係及びグループ」に改める。

第21条第1項中「グループ」を「係及びグループ」に改め、同条第2項中「受けるもの」の次に「並びに係」を加える。

第23条の2の見出しを「(係及びグループ)」に改め、同条中「グループ」を「係又はグループ」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「グループ」を「係及びグループ」に改める。

第26条第2項の表中

職員賞罰及び賠償審査委員会	職員の賞罰、法第243条の2の規定による職員の賠償責任等、北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)に規定する失職の特例及び北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)に規定する退職手当の支給制限等に関しての必要な事項の調査審議又は意見の具申に関すること。	総務部	人事局人事課
法規審査委員会	条例の制定及び改廃、法令の解釈その他重要な事項の調査審議に関すること。		法務・法人局法制文書課
損害賠償委員会	法律上道の義務に属する損害賠償事案に係る調査審議に関すること。		法務・法人局法制文書課

法規審査委員会	条例の制定及び改廃、法令の解釈その他重要な事項の調査審議に関すること。	総務部	行政局文書課
損害賠償委員会	法律上道の義務に属する損害賠償事案に係る調査審議に関すること。		行政局文書課
職員賞罰及び賠償審査委員会	職員の賞罰、法第243条の2の2の規定による職員の賠償責任等、北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)に規定する失職の特例、北海道職員等の退職手		人事局人事課

を

に改め

当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)に規定する退職手当の支給制限等及び北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年北海道条例第2号)に規定する損害賠償責任の一部免責に関しての必要な事項の調査審議又は意見の具申に関すること。

る。

第28条第1項の表中「総務部人事局人事課職員制度室」を「総務部人事局人事課」に改める。

第29条の表中

北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会	総務部	総務課
---------------------------	-----	-----

を

北海道情報公開・個人情報保護審査会	総務部	行政局文書課
北海道行政不服審査会		行政局文書課
北海道史編さん委員会		行政局文書課
北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会		行政局財産課

に、「行政改革局行政改革課」を「行政局改革推進課」に、

北海道地方独立行政法人評価委員会	法務・法人局大学法人室
北海道私立学校審議会	
北海道公益認定等審議会	
北海道情報公開・個人情報保護審査会	
北海道行政不服審査会	
北海道史編さん委員会	

を

北海道私立学校審議会	法人局学事課
北海道公益認定等審議会	法人局法人団体課
北海道地方独立行政法人評価委員会	法人局独立行政法人課

に、

北海道総合開発委員会	総合政策部	政策局
北海道いじめ調査委員会		政策局
北海道政策評価委員会		政策局計画推進課

を

北海道総合開発委員会	総合政策部	政策局
北海道政策評価委員会		政策局計画推進課

に改め、同表北海道水資源保全審議会の項の次に次のように加える。

北海道いじめ調査委員会	政策局総合教育推進課
-------------	------------

第29条の表中「地域創生局地域主権課」を「地域行政局行政連携課」に、「地域振興局市町村課」を「地域行政局市町村課」に、

北海道科学技術審議会	産業振興局科学技術振興室
北海道立工業技術センター指定管理者候補者選定委員会	産業振興局科学技術振興室

を

北海道立工業技術センター指定管理者候補者選定委員会	産業振興局産業振興課
北海道科学技術審議会	産業振興局科学技術振興課

に、「労働政策局人材育成課」を「労働政策局産業人材課」に、

北海道建築設計者選定審査委員会	建築局計画管理課
議会庁舎建築設計者選定審査委員会	
北海道特定調達契約等苦情検討委員会	出納局 財務指導課

を

北海道建築設計者選定審査委員会	建築局計画管理課
北海道特定調達契約等苦情検討委員会	
	出納局 財務指導課

に改める。

第38条第2項の表中

児童相談室	地域支援課	子ども支援課
	社会福祉課	環境生活課

を

「社会福祉課 環境生活課」に、

児童相談室	企画調整課	地域支援課	子ども支援課
	社会福祉課	環境生活課	

を

「社会福祉課 環境生活課」に改める。

第39条第1項の保健環境部の事項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項児童相談室の事項を削る。

第39条の2第1項の税務課の事項第7号及び納税課の事項第5号中「の指導」を「に係る助言及び協力」に改める。

第40条の2第7項を削る。

第40条の5第4項の表空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所の事項中「（治水に関するものを除く。）」を削り、同事項の次に次のように加える。

後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所	後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（道路に関する事に限る。）。
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。

第40条の5第4項の表渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課の事項中「（道路に関する事に限る。）」及び「（漁港に関するものを除く。）」を削り、同表十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課の事項を次のように改める。

十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。 十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関するものを除く。）。 十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。 十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関するものを除く。）。
----------------------	--

第41条第1項の表中児童についての相談及び指導、児童の家庭その他の環境の調査、児

童の心身及び環境の診断並びに判定、児童及び保護者の心理治療等に関すること。の項を削る。

第46条の2の自動車税部の事項第1号中「及び」を「の種別割及び環境性能割、軽自動車税の環境性能割並びに」に改める。

第47条第1項の納税課の事項第6号中「の指導」を「に係る助言及び協力」に改め、同条第2項の自動車税課税課の事項第1号中「及び」を「の種別割及び環境性能割、軽自動車税の環境性能割並びに」に改める。

第123条中「、相談研究部及び地域支援部」を「及び相談支援部」に改め、同条の相談研究部の事項中「相談研究部」を「相談支援部」に改め、同事項に次の2号を加える。

(5) 精神保健福祉相談員その他の精神保健福祉指導者に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する研修を行うこと。

(6) 地域の精神保健福祉活動の推進に関する関係機関への技術的支援を行うこと。

第123条の地域支援部の事項を削る。

第3章第5節第14款を次のように改める。

第14款 児童相談所

(名称、位置及び所管区域)

第141条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、別表第2のとおりである。

(所掌事務)

第142条 児童相談所は、児童福祉法第12条第2項に規定する事務を行う。

2 中央児童相談所は、前項の事務のほか、各児童相談所の事務に関する連絡調整を行う。

(内部組織及び分掌事務)

第143条 児童相談所に地域支援課及び子ども支援課を置き、次の事務を分掌させる。

地域支援課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 児童についての相談及び指導に関すること（相談員に係るものに限る。）。
- (4) 児童の家庭その他の環境の調査に関すること（相談員に係るものに限る。）。
- (5) 里親に関すること。
- (6) 福祉事務所及び児童委員等関係機関との連絡等に関すること。
- (7) その他他課の主管に属しないこと。

子ども支援課

- (1) 児童についての相談及び指導に関すること（児童福祉司に係るものに限る。）。
- (2) 児童の家庭その他の環境の調査に関すること（児童福祉司に係るものに限る。）。
- (3) 児童の心身及び環境の診断並びに判定に関すること。

(4) 児童及び保護者の心理治療等に関すること。

(5) 児童の一時保護に関すること。

2 中央児童相談所にあつては、前項の課のほか、企画調整課を置き、次の事務を分掌させる。

企画調整課

(1) 関係機関及び各児童相談所との連絡調整に関すること。

(2) 児童福祉に関する事項の調査及び研究に関すること。

(地方機関)

第144条 児童相談所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に児童相談所の分室を置く。

2 分室の名称、位置及び担当区域は、別表第2の2のとおりとする。

第154条を次のように改める。

(内部組織及び分掌事務)

第154条 計量検定所に総務課及び業務課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 所務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 庶務に関すること。
- (3) 財務に関すること。
- (4) 計量管理の指導に関すること。
- (5) 計量単位の使用の普及に関すること。
- (6) その他業務課の主管に属しないこと。

業務課

- (1) 特定計量器等の検査及び検定に関すること。
- (2) 特定計量器に係る事業に関すること。

第3章第8節第6款を次のように改める。

第6款 北の森づくり専門学院

(名称及び位置)

第224条 北海道立北の森づくり専門学院条例（平成31年北海道条例第2号）により設置された北の森づくり専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
北海道立北の森づくり専門学院	旭川市

(所掌事務)

第225条 北の森づくり専門学院は、次の事務を所掌する。

- (1) 北海道の林業又は木材産業等への就業を志す者に対し、林業及び木材産業等に関する専門的な知識、技術及び経営管理能力並びに指導力を習得させるための実践教育を行うこと。

(2) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(内部組織及び分掌事務)

第226条 北の森づくり専門学院に総務課及び教務課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

- (1) 学院の業務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 学院の庶務、財務その他教務課の主管に属しないこと。

教務課

- (1) 専門課程の実施に関すること。
- (2) 学生の募集、入学、退学及び修了に関すること。
- (3) 学生の学籍に関すること。
- (4) 学生の賞罰に関すること。
- (5) 学生の健康管理及び生活指導に関すること。

第227条及び第228条 削除

第262条の17第1項の企画総務課の事項第8号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第3章第10節第1款第3目を次のように改める。

第3目 削除

第262条の22 削除

別表第1の9の事項の表空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所の項、後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の項、渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所の項、渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所の項、十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所の項及び十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第141条関係）

児童相談所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中央児童相談所	札幌市	江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道旭川児童相談所	旭川市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別

		村 遠別町 天塩町 稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
北海道帯広児童相談所	帯広市	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道釧路児童相談所	釧路市	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町
北海道函館児童相談所	函館市	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道北見児童相談所	北見市	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道室蘭児童相談所	室蘭市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町

別表第2の次に次の別表を加える。

別表第2の2（第144条関係）

児童相談所の地方機関の名称、位置及び担当区域

児童相談所の分室

名 称	位 置	担 当 区 域
北海道旭川児童相談所 稚内分室	稚内市	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

別表第4の2を削る。

別表第8中

部、局、室（課に置く室を除く。）、課及びセンター並びに第6条第3項に規定する課の室等	主幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を掌理し、又は整理する。
--	----	--------------------------------------

を

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
---	----	--------------------

に、「法務・法人局法制文書課文書館」を「行政局文書課文書館」に改める。

別表第9中

部	参事監	上司の命を受け、部の主管に属する特定の事務（部長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	技監	部長を補佐し、専門の技術について総括整理する。

を

部	技監	部長を補佐し、専門の技術について総括整理する。
---	----	-------------------------

に、

課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	参事	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事する。

を

課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	参事	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事する。
	課長補佐	課長を補佐し、係の事務を整理する。
部、局、室（課に置く室を除く。）、課及びセンター並びに第	主幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を整理する。

6条第3項に規定する課の室等		
----------------	--	--

に、

交通企画監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務（空港運営に係る施策の推進に関する事務を除く。）に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
空港戦略推進監	上司の命を受け、空港運営に係る施策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

を

交通企画監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	--

に、「総務部法務・法人局法制文書課文書館」を「総務部行政局文書課文書館」に、「総務部法務・法人局法制文書課道史編さん室」を「総務部行政局文書課道史編さん室」に改め、総合政策部政策局研究法人室の事項及び水産林務部林務局林業木材課の事項を削り、「経済部労働政策局人材育成課」を「経済部労働政策局産業人材課」に改める。

別表第10の(1)の事項の表中

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、掌理する。	を
---	----	------------------------	---

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。	に、
---	----	--------------------	----

札幌道税務所の課 衛生研究所 計量検定所	主幹	上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。	を
消防学校	副校長	所長等を補佐し、校務を整理する。	

「消防学校 副校長 所長等を補佐し、校務を整理する。」に、「総合振興局等の保健環境部児童相談室」を「児童相談所」に改め、同表の(2)の事項の表課の項中「当該」を削り、同表係の項中「当該」を削り、「処理し、掌理する」を「処理する」に

改める。

別表第11の(1)の事項の表中「

看護学院

」を「

看護学院
北の森づくり専門学院

」に、

石狩振興局
保健環境部
児童相談室

次長

室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

中央児童相談所

次長

所長を補佐し、所の事務を整理する。

に、

総合振興局等
総合振興局等の部、室、課及び課に置く室

主幹

上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務（総合振興局長等が別に定めるものに限る。）に従事する。

を

総合振興局等の課に置く室

次長

室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

東京事務所
東京事務所の課

主幹

課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。

を

東京事務所行政課
札幌道税事務所の課

課長補佐

課長を補佐し、係の事務を整理する。

を

東京事務所の課
札幌道税事務所の課
精神保健センター
衛生研究所
児童相談所

主幹

上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を整理する。

に、

総合振興局等

主幹

上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務（総合振興局長等が別に定めるもの

総合振興局等の部、室、課及び課に置く室

次長

室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

農業大学校の教務課

を

農業大学校の教務課
北の森づくり専門学院の教務課

に、

児童自立支援施設の課
児童相談所の課
計量検定所の課

を

児童自立支援施設の課
児童相談所の課
計量検定所の課

に、

農業大学校の教務課

を

漁業研修所の課
北の森づくり専門学院の課

に改め、精神保健福祉センターの部の項の次に次のように加える。

医療型障害児入所施設

副総看護師長

総看護師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。

別表第11の(2)の事項の表中「上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室」を「旭川児童相談所稚内分室」に改める。

別表第15の(1)の事項の表専門幹の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の室及び課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の室及び課の相当の職員となるものとする。

総務部総務課（ファシリティマネジメントグループ及び財産運用グループの職員である者に限る。）

総務部行政局財産課

総務部行政改革局行政改革課	総務部行政局改革推進課	3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。	総合政策部政策局総合教育推進室参事 (北海道未来人財応援基金に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合政策部政策局総合教育推進課長
総務部法務・法人局学事課	総務部法人局学事課		総合政策部政策局総合教育推進室参事 (北海道未来人財応援基金に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局総合教育推進課未来人財担当課長
総務部法務・法人局法人団体課	総務部法人局法人団体課		総合政策部地域振興局地域戦略課移住交流担当課長	総合政策部地域創生局地域政策課移住交流担当課長
総務部法務・法人局法制文書課	総務部行政局文書課		経済部産業振興局環境・エネルギー室参事 (室の総括に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課長
総務部法務・法人局大学法人室	総務部法人局独立行政法人課		経済部産業振興局環境・エネルギー室参事 (エネルギー政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー政策担当課長
総合政策部政策局総合教育推進室	総合政策部政策局総合教育推進課		経済部産業振興局環境・エネルギー室参事 (新エネルギーに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課新エネルギー担当課長
総合政策部政策局研究法人室	総務部法人局独立行政法人課		経済部産業振興局環境・エネルギー室参事 (産炭地及び保安に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地・保安担当課長
総合政策部国際局国際課国際交流室	総合政策部国際局国際課		経済部産業振興局科学技術振興室参事	経済部産業振興局科学技術振興課長
総合政策部地域創生局地域戦略課(移住推進グループの職員である者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課		総務部総務課主幹(総務及び人事に関する事務、予算及び決算に関する事務又は庁中管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部総務課課長補佐
総合政策部地域創生局地域主権課	総合政策部地域行政局行政連携課		総務部総務課主幹(ファシリティマネジメントに関する事務又は財産制度及び財産処分に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部行政局財産課課長補佐
総合政策部地域振興局市町村課(企画・連携グループの職員である者を除く。)	総合政策部地域行政局市町村課		総務部行政改革局行政改革課主幹(外部監査及び入札監視に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部行政局改革推進課課長補佐
総合政策部地域振興局市町村課(企画・連携グループの職員である者に限る。)	総合政策部地域行政局行政連携課		総務部人事局人事課主幹(組織に関する事務、人事に関する事務、女性職員の支援に関する事務、給与に関する事務又は服務に関する事務を処理すべきこととさ	総務部人事局人事課課長補佐
総合政策部地域振興局地域政策課	総合政策部地域創生局地域政策課			
環境生活部環境局生物多様性保全課	環境生活部環境局自然環境課			
経済部産業振興局環境・エネルギー室	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課			
経済部産業振興局科学技術振興室(技術支援グループの職員である者を除く。)	経済部産業振興局科学技術振興課			
経済部産業振興局科学技術振興室(技術支援グループの職員である者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課			
経済部労働政策局雇用労政課(労働企画グループの人材確保に関する事務を処理すべきこととされている者及び人材誘致グループの職員である者に限る。)	経済部労働政策局産業人材課			
経済部労働政策局人材育成課	経済部労働政策局産業人材課			
空知総合振興局保健環境部児童相談室	岩見沢児童相談所			
石狩振興局保健環境部児童相談室	中央児童相談所			
胆振総合振興局保健環境部児童相談室	室蘭児童相談所			
渡島総合振興局保健環境部児童相談室	函館児童相談所			
上川総合振興局保健環境部児童相談室	旭川児童相談所			
オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室	北見児童相談所			
十勝総合振興局保健環境部児童相談室	帯広児童相談所			
釧路総合振興局保健環境部児童相談室	釧路児童相談所			

れている者に限る。)		する事務、プロモーションに関する事務、アジア交流に関する事務又はロシア交流に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	
総務部人事局職員厚生課主幹（共済に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総務部人事局職員厚生課課長補佐	総合政策部国際局国際課国際交流室主幹	総合政策部国際局国際課課長補佐
総務部人事局職員事務課主幹	総務部人事局職員事務課課長補佐	総合政策部情報統計局情報政策課主幹（ＩｏＴの推進に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合政策部情報統計局情報政策課課長補佐
総務部財政局財政課主幹（財政再建に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総務部財政局財政課課長補佐	総合政策部情報統計局統計課主幹（国勢調査に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合政策部情報統計局統計課課長補佐
総務部財政局税務課主幹（管理及び電算に関する事務、企画調整に関する事務、法制に関する事務、収納管理及び徴収対策に関する事務、個人道民税及び自動車税に関する事務又は課税対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部財政局税務課課長補佐	総合政策部地域創生局地域戦略課主幹（移住の推進に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合政策部地域創生局地域戦略課課長補佐
総務部法務・法人局学事課主幹	総務部法人局学事課課長補佐	総合政策部地域創生局地域戦略課主幹（移住の推進に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課課長補佐
総務部法務・法人局法制文書課主幹	総務部行政局文書課課長補佐	総合政策部地域創生局地域主権課主幹	総合政策部地域行政局行政連携課課長補佐
総務部危機対策局危機対策課主幹（国民保護に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総務部危機対策局危機対策課課長補佐	総合政策部地域振興局市町村課主幹（市町村行政に関する事務、市町村の公務員及び税政に関する事務、市町村の財政に関する事務又は市町村の公営企業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課課長補佐
総務部危機対策局原子力安全対策課主幹（原子力防災に係る研修に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総務部危機対策局原子力安全対策課課長補佐	総合政策部地域振興局地域政策課主幹（地域政策の総合調整に関する事務又は地域活力に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課課長補佐
総務部北方領土対策本部北方領土対策課主幹（北方墓参事業に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総務部北方領土対策本部北方領土対策課課長補佐	総合政策部交通政策局交通企画課主幹（交通企画に関する事務又は地域交通及び海上交通に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部交通政策局交通企画課課長補佐
総合政策部総務課主幹	総合政策部総務課課長補佐	総合政策部航空局航空課主幹（航空調整に関する事務又は国内航空に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部航空局航空課課長補佐
総合政策部知事室秘書課主幹（知事公館に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	総合政策部知事室秘書課課長補佐	環境生活部総務課主幹	環境生活部総務課課長補佐
総合政策部知事室広報聴課主幹	総合政策部知事室広報聴課課長補佐	環境生活部環境局環境政策課主幹（企画	環境生活部環境局環境政策課課長補佐
総合政策部政策局計画推進課主幹（計画推進の総合調整に関する事務、政策評価に関する事務又は社会資本に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局計画推進課課長補佐		
総合政策部政策局土地水対策課主幹	総合政策部政策局土地水対策課課長補佐		
総合政策部国際局国際課主幹（企画に関	総合政策部国際局国際課課長補佐		

に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)			
環境生活部環境局循環型社会推進課主幹 (不法投棄対策又は環境監視に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	環境生活部環境局循環型社会推進課課長補佐		
環境生活部環境局気候変動対策課主幹 (水素に関する事務又は民間連携に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	環境生活部環境局気候変動対策課課長補佐		
環境生活部環境局生物多様性保全課主幹 (生物多様性戦略に関する事務又は特定動物に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	環境生活部環境局自然環境課課長補佐		
環境生活部くらし安全局道民生活課主幹 (課の総括に関する事務又は青少年に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局道民生活課課長補佐		
環境生活部くらし安全局消費者安全課主幹	環境生活部くらし安全局消費者安全課課長補佐		
環境生活部文化局文化振興課主幹(課の総括に関する事務又は文化振興の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部文化局文化振興課課長補佐		
環境生活部スポーツ局スポーツ振興課主幹(課の総括に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課課長補佐		
保健福祉部総務課主幹	保健福祉部総務課課長補佐		
保健福祉部地域医療推進局地域医療課主幹	保健福祉部地域医療推進局地域医療課課長補佐		
保健福祉部地域医療推進局医務業務課主幹(医務及び業務に係る業務の総合調整に関する事務又は看護政策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局医務業務課課長補佐		
保健福祉部健康安全局地域保健課主幹 (特定疾患に関する事務又は受動喫煙防止対策に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐		
保健福祉部健康安全局国保医療課主幹	保健福祉部健康安全局国保医療課課長補佐		
保健福祉部健康安全局食品衛生課主幹 (食肉に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部健康安全局食品衛生課課長補佐		
保健福祉部福祉局地域福祉課主幹(生活保護に係る医療、介護及び訟務に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部福祉局地域福祉課課長補佐		
保健福祉部福祉局施設運営指導課主幹	保健福祉部福祉局施設運営指導課課長補佐		
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主幹	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐		
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課主幹(課の総括に関する事務、介護運営に関する事務又は地域包括ケアに関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課課長補佐		
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主幹(医療及び母子保健に関する事務又は児童相談に関する事務(当該事務の総合調整に関する事務を除く。))を処理すべきこととされている者を除く。)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課課長補佐		
経済部総務課主幹	経済部総務課課長補佐		
経済部経済企画局経済企画課主幹	経済部経済企画局経済企画課課長補佐		
経済部地域経済局中小企業課主幹(商工団体に関する事務又は商業に関する事務(当該事務の総合調整に関する事務を除く。))を処理すべきこととされている者を除く。)	経済部地域経済局中小企業課課長補佐		
経済部産業振興局産業振興課主幹(課の総括に関する事務、ものづくり産業に関する事務、IT産業に関する事務又は企業立地の推進に係る総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課課長補佐		
経済部産業振興局環境・エネルギー室主幹(環境産業に関する事務又は水素産業に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課課長補佐		

経済部産業振興局科学技術振興室主幹 (室の総括に関する事務又は産学官連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局科学技術振興課課長補佐	農政部農村振興局事業調整課主幹(事業の契約に関する事務又は国費の管理に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農村振興局事業調整課課長補佐
経済部労働政策局雇用労政課主幹	経済部労働政策局雇用労政課課長補佐	農政部農村振興局農業施設管理課主幹 (事業財産に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農村振興局農業施設管理課課長補佐
経済部労働政策局人材育成課主幹	経済部労働政策局産業人材課課長補佐	農政部農村振興局農村計画課主幹(課の総括に関する事務、農村計画に関する事務又は農地計画に係る業務の総合調整を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村計画課課長補佐
農政部農政課主幹(課の総括に関する事務、人事に関する事務、予算及び決算に関する事務、企画に関する事務又は政策調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農政課課長補佐	農政部農村振興局農地整備課主幹(草地企画に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農村振興局農地整備課課長補佐
農政部食の安全推進局食品政策課主幹 (食品企画に関する事務、クリーン農業及び有機農業に係る業務の総合調整に関する事務又は6次産業化の推進に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部食の安全推進局食品政策課課長補佐	農政部農村振興局農村整備課主幹(中山間整備に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農村振興局農村整備課課長補佐
農政部生産振興局農産振興課主幹(畑作に係る業務の総合調整に関する事務、水田に係る業務の総合調整に関する事務又は園芸に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部生産振興局農産振興課課長補佐	水産林務部総務課主幹(水産政策に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部総務課課長補佐
農政部生産振興局畜産振興課主幹(畜産の企画に関する事務又は防疫に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部生産振興局畜産振興課課長補佐	水産林務部水産局水産経営課主幹	水産林務部水産局水産経営課課長補佐
農政部生産振興局技術普及課主幹(農業技術の普及推進に関する事務又は農業環境及びバイオマスに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部生産振興局技術普及課課長補佐	水産林務部水産局水産振興課主幹(栽培漁業に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部水産局水産振興課課長補佐
農政部農業経営局農業経営課主幹(経営指導又は法人連携に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農業経営局農業経営課課長補佐	水産林務部水産局漁港漁村課主幹	水産林務部水産局漁港漁村課課長補佐
農政部農業経営局農地調整課主幹(農地転用に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農業経営局農地調整課課長補佐	水産林務部水産局漁業管理課主幹(課の総括に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部水産局漁業管理課課長補佐
農政部農村振興局農村設計課主幹(社会資本に関する事務及び中山間直接支払に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	農政部農村振興局農村設計課課長補佐	水産林務部林務局林業木材課主幹	水産林務部林務局林業木材課課長補佐
		水産林務部林務局森林計画課主幹	水産林務部林務局森林計画課課長補佐
		水産林務部林務局森林整備課主幹	水産林務部林務局森林整備課課長補佐
		水産林務部林務局治山課主幹	水産林務部林務局治山課課長補佐
		水産林務部森林環境局森林活用課主幹(道民の森に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	水産林務部森林環境局森林活用課課長補佐
		水産林務部森林環境局道有林課主幹(道有林の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林環境局道有林課課長補佐

建設部総務課主幹（課の総括に関する事務、予算に関する事務、人事に関する事務又は用地管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部総務課課長補佐	る。）	
建設部建設政策局建設政策課主幹（国土強靱化及び復興に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	建設部建設政策局建設政策課課長補佐	総務部総務課主査（庁舎保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部総務課庁舎保全係長
建設部建設政策局維持管理防災課主幹（津波対策に関する事務又は治水調整に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	建設部建設政策局維持管理防災課課長補佐	総務部総務課主査（財産制度に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局財産課財産制度係長
建設部建設政策局建設管理課主幹（工事管理に関する事務（当該事務の総合調整に関する事務を除く。）を処理すべきこととされている者を除く。）	建設部建設政策局建設管理課課長補佐	総務部総務課主査（財産記録に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局財産課財産記録係長
建設部土木局道路課主幹	建設部土木局道路課課長補佐	総務部人事局人事課主査（職制に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課職制係長
建設部土木局河川砂防課主幹	建設部土木局河川砂防課課長補佐	総務部人事局人事課主査（人事に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課人事係長
建設部まちづくり局都市計画課主幹	建設部まちづくり局都市計画課課長補佐	総務部人事局人事課主査（人材育成に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課人材育成係長
建設部まちづくり局都市環境課主幹	建設部まちづくり局都市環境課課長補佐	総務部人事局人事課主査（給与制度に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課給与制度係長
建設部住宅局建築指導課主幹	建設部住宅局建築指導課課長補佐	総務部人事局人事課主査（給与管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課給与管理係長
建設部住宅局住宅課主幹（北海道住宅供給公社に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	建設部住宅局住宅課課長補佐	総務部人事局人事課主査（服務制度に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課服務制度係長
建設部建築局計画管理課主幹	建設部建築局計画管理課課長補佐	総務部人事局職員厚生課主査（公宅の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局職員厚生課公宅管理係長
建設部建築局建築保全課主幹	建設部建築局建築保全課課長補佐	総務部人事局職員厚生課主査（公宅の設計及び積算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局職員厚生課公宅技術係長
建設部建築局建築整備課主幹（大規模施設に係る電気設備に関する事務又は機械設備に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	建設部建築局建築整備課課長補佐	総務部人事局職員厚生課主査（健康管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局職員厚生課健康管理係長
出納局総務課主幹	出納局総務課課長補佐	総務部人事局職員厚生課主査（保健指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局職員厚生課保健指導係長
出納局財務指導課主幹	出納局財務指導課課長補佐		
出納局会計管理室経理課主幹	出納局会計管理室経理課課長補佐		
出納局会計管理室調達課主幹	出納局会計管理室調達課課長補佐		
総務部総務課主査（予算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部総務課予算係長		
総務部総務課主査（庁中管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部総務課庁中管理係長		

総務部財政局財政課主査（予算の総括に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局財政課予算総括係長	総務部法務・法人局法制文書課主査（法制に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課法制係長
総務部財政局財政課主査（財政企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局財政課財政企画係長	総務部法務・法人局法制文書課主査（訟務に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課訟務係長
総務部財政局財政課主査（資金に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局財政課資金係長	総務部法務・法人局法制文書課主査（不服審査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課不服審査係長
総務部財政局税務課主査（電算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課電算係長	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター主査（企画及び審査会に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課行政情報センター企画係長
総務部財政局税務課主査（企画調査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課企画調査係長	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター主査（情報公開の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課行政情報センター情報公開係長
総務部財政局税務課主査（法制に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課税制係長	総務部危機対策局危機対策課主査（危機管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課危機管理係長
総務部財政局税務課主査（納税の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課納税推進係長	総務部危機対策局危機対策課主査（防災対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課災害応急対策係長
総務部財政局税務課主査（自動車税に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課自動車税係長	総務部危機対策局危機対策課主査（地震及び津波の対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課地震津波係長
総務部財政局税務課主査（事業税に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課直税係長	総務部危機対策局危機対策課主査（防災教育に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課教育訓練係長
総務部財政局税務課主査（間接税に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部財政局税務課間税係長	総務部危機対策局危機対策課主査（消防に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課消防係長
総務部法務・法人局学事課主査（幼稚園に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部法人局学事課幼稚園係長	総務部危機対策局危機対策課主査（救急に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課救急係長
総務部法務・法人局学事課主査（学校法人の認可（幼稚園、大学及び専修学校に係るものを除く。）に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部法人局学事課中高専修係長	総務部危機対策局原子力安全対策課主査（原子力の防災に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部危機対策局原子力安全対策課防災係長
総務部法務・法人局学事課主査（修学支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部法人局学事課修学支援係長	総務部危機対策局原子力安全対策課主査	総務部危機対策局原子力安全対策課環境

(環境安全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	安全係長	総合政策部政策局土地水対策課主査(土地利用計画に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局土地水対策課水資源保全係長
総務部北方領土対策本部北方領土対策課主査(啓発に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係長	総合政策部国際局国際課主査(プロモーションに係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部国際局国際課多文化共生係長
総務部北方領土対策本部北方領土対策課主査(共同経済活動に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部北方領土対策本部北方領土対策課交流推進係長	総合政策部国際局国際課主査(ロシア交流の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部国際局国際課ロシア交流係長
総合政策部総務課主査(予算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部総務課予算係長	総合政策部国際局国際課国際交流室主査(アジア交流の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部国際局国際課アジア交流係長
総合政策部総務課主査(調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部総務課調整係長	総合政策部国際局国際課国際交流室主査(欧米交流の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部国際局国際課欧米交流係長
総合政策部総務課主査(企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部総務課企画係長	総合政策部情報統計局情報政策課主査(情報システムの総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局情報政策課情報システム係長
総合政策部知事室秘書課主査(秘書業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部知事室秘書課秘書係長	総合政策部情報統計局情報政策課主査(地域情報化業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局情報政策課地域情報化係長
総合政策部知事室広報広聴課主査(報道に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部知事室広報広聴課報道係長	総合政策部情報統計局情報政策課主査(情報基盤の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局情報政策課情報基盤係長
総合政策部知事室広報広聴課主査(道政広報の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部知事室広報広聴課道政広報係長	総合政策部情報統計局情報政策課主査(通信基盤の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤係長
総合政策部知事室広報広聴課主査(広報企画の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部知事室広報広聴課広報企画係長	総合政策部情報統計局統計課主査(消費に関する統計に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局統計課生活統計係長
総合政策部政策局計画推進課主査(政策評価に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局計画推進課政策評価係長	総合政策部情報統計局統計課主査(農林業センサスに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局統計課経済統計係長
総合政策部政策局計画推進課主査(国費予算要望の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局計画推進課社会資本推進係長	総合政策部情報統計局統計課主査(毎月勤労統計に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部情報統計局統計課労働統計係長
総合政策部政策局計画推進課主査(社会資本整備の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部政策局計画推進課社会資本整備係長		

とされている者に限る。)		理すべきこととされている者に限る。)	
総合政策部地域創生局地域戦略課主査 (地域協働の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域戦略課地域調整係長	総合政策部地域振興局地域政策課主査 (地域政策の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課地域政策係長
総合政策部地域創生局地域戦略課主査 (地域創生の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生係長	総合政策部地域振興局地域政策課主査 (地域活力に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課地域活力係長
総合政策部地域創生局地域戦略課主査 (市町村戦略支援の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域戦略課市町村戦略支援係長	総合政策部交通政策局交通企画課主査 (地域交通に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部交通政策局交通企画課地域交通係長
総合政策部地域創生局地域戦略課主査 (移住推進の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係長	総合政策部航空局航空課主査(国内航空に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部航空局航空課国内航空係長
総合政策部地域創生局地域主権課主査 (地域主権の推進の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局行政連携課分権係長	環境生活部総務課主査(企画調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部総務課企画調整係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(北海道市長会との連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課行政係長	環境生活部総務課主査(予算及び決算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部総務課予算係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(市町村の公務員に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課公務員係長	環境生活部環境局環境政策課主査(環境影響評価の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(市町村の財政に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課財政係長	環境生活部環境局環境政策課主査(水道整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局環境政策課水道整備係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(市町村の税政に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課税政係長	環境生活部環境局環境政策課主査(水道計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局環境政策課水道計画係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(市町村の公営企業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課公営企業係長	環境生活部環境局循環型社会推進課主査(一般廃棄物に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局循環型社会推進課一般廃棄物係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(再生支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課再生支援係長	環境生活部環境局循環型社会推進課主査(適正処理の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係長
総合政策部地域振興局市町村課主査(企画及び連携の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局行政連携課連携係長	環境生活部環境局循環型社会推進課主査(環境保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課主査(水質保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局循環型社会推進課水環境係長

ととされている者に限る。)		環境生活部文化局文化振興課主査（文化振興の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部文化局文化振興課文化振興係長
環境生活部環境局気候変動対策課主査（計画の推進の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局気候変動対策課計画推進係長	環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室主査（縄文世界遺産推進の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室世界遺産推進係長
環境生活部環境局気候変動対策課主査（バイオマスに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局気候変動対策課地域資源活用係長	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課主査（生涯スポーツの振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係長
環境生活部環境局気候変動対策課主査（民間との協働に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局気候変動対策課民間連携係長	保健福祉部総務課主査（人事に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部総務課人事係長
環境生活部環境局生物多様性保全課主査（野生鳥獣に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係長	保健福祉部総務課主査（予算及び決算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部総務課予算係長
環境生活部環境局生物多様性保全課主査（エゾシカの捕獲管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課エゾシカ対策係長	保健福祉部総務課主査（政策調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部総務課政策調整係長
環境生活部環境局生物多様性保全課主査（エゾシカの有効活用に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課エゾシカ活用係長	保健福祉部総務課主査（危機管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部総務課危機管理係長
環境生活部環境局生物多様性保全課主査（公園の利用に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課公園利用係長	保健福祉部地域医療推進局地域医療課主査（医療計画及び地域医療構想に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局地域医療課地域医療係長
環境生活部環境局生物多様性保全課主査（公園の保全に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部環境局自然環境課公園保全係長	保健福祉部地域医療推進局地域医療課主査（救急医療に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係長
環境生活部くらし安全局道民生活課主査（青少年に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局道民生活課青少年係長	保健福祉部地域医療推進局地域医療課主査（医師確保の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係長
環境生活部くらし安全局道民生活課主査（男女平等参画に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局道民生活課男女平等参画係長	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課主査（医務に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務係長
環境生活部くらし安全局消費者安全課主査（表示指導に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局消費者安全課表示指導係長	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課主査（薬務に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係長
環境生活部くらし安全局消費者安全課主査（取引指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局消費者安全課取引指導係長		

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課主査（麻薬に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬物対策係長	保健福祉部健康安全局食品衛生課主査（食品保健に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品保健係長
保健福祉部地域医療推進局医務薬務課主査（看護政策の調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係長	保健福祉部健康安全局食品衛生課主査（食品の安全の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局食品衛生課安全推進係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（感染症に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症対策係長	保健福祉部健康安全局食品衛生課主査（食肉検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局食品衛生課食肉検査係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（特定疾患に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（地域福祉の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（がん対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（援護に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課援護係長
保健福祉部健康安全局地域保健課主査（健康づくりに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（介護人材に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課介護人材係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（保険機関（医科に限る。）に対する指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課保険指導係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（保育人材に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課保育人材係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（国保財政に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課国保財政係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（生活保護の指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課保護指導係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（国民健康保険に係る広域事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営第一係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（生活保護に関する事務（扶助費に係るものに限る。）を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（国民健康保険の運営に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営第二係長	保健福祉部福祉局地域福祉課主査（生活保護に関する事務（医療及び介護に係るものに限る。）を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局地域福祉課保護医療介護係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（医療費の適正化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課保健事業推進係長	保健福祉部福祉局施設運営指導課主査（法人運営に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局施設運営指導課法人運営係長
保健福祉部健康安全局国保医療課主査（後期高齢者医療に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局国保医療課後期高齢者医療係長	保健福祉部福祉局施設運営指導課主査（介護事業の指定に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部福祉局施設運営指導課介護事業指定係長
保健福祉部健康安全局食品衛生課主査（環境衛生に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部健康安全局食品衛生課環境衛生係長	保健福祉部福祉局施設運営指導課主査（障がい事業の指定に関する事務を処理	保健福祉部福祉局施設運営指導課障がい事業指定係長

すべきこととされている者に限る。)			て支援課主査（子どもの貧困対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	て支援課自立支援係長	
保健福祉部福祉局施設運営指導課主査（介護事業の指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局施設運営指導課介護事業指導係長		経済部総務課主査（人事に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部総務課人事係長	
保健福祉部福祉局施設運営指導課主査（障がい事業の指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局施設運営指導課障がい事業指導係長		経済部総務課主査（予算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部総務課予算係長	
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（地域づくりに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係長		経済部食関連産業室主査（研究集積に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業室食品研究係長	
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（地域支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課社会参加係長		経済部食関連産業室主査（食クラスターに係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業室食クラスター係長	
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（道立施設に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課基盤整備係長		経済部食関連産業室主査（マーケティングの総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業室販路拡大係長	
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（発達支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発達支援係長		経済部食関連産業室主査（食クラスターに関する事務（当該事務の総合調整に関する事務を除く。）を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部食関連産業室ブランド推進係長	
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（精神保健医療に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健医療係長		経済部経済企画局経済企画課主査（道民経済計算に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部経済企画局経済企画課経済分析係長	
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課主査（北海道高齢者保健福祉計画の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課基盤整備係長		経済部経済企画局経済企画課主査（経済調査の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部経済企画局経済企画課経済調査係長	
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課主査（介護運営に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営係長		経済部経済企画局国際経済室主査（中国との経済交流に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部経済企画局国際経済室経済交流第一係長	
保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課主査（地域包括ケアに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係長		経済部経済企画局国際経済室主査（A S E A Nとの経済交流に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部経済企画局国際経済室経済交流第二係長	
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主査（保育に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育育成係長		経済部観光局主査（民泊に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局民泊係長	
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主査（児童相談に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係長		経済部観光局主査（観光関連産業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局観光地づくり係長	
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課主査（児童相談に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談係長				

	に限る。)			者に限る。)	
	経済部観光局主査（国内誘客に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光局誘客係長		経済部産業振興局環境・エネルギー室主査（エネルギーに係る業務（省エネルギー及び新エネルギーに係るものを除く。）の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー係長
	経済部地域経済局中小企業課主査（経営支援の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部地域経済局中小企業課経営支援係長		経済部産業振興局環境・エネルギー室主査（省エネルギー及び新エネルギーに係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課新エネルギー係長
	経済部地域経済局中小企業課主査（中小企業の支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部地域経済局中小企業課小規模企業係長		経済部産業振興局環境・エネルギー室主査（産炭地振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地振興係長
	経済部地域経済局中小企業課主査（金融企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部地域経済局中小企業課金融係長		経済部産業振興局科学技術振興室主査（産学官連携の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局科学技術振興課産学官連携係長
	経済部地域経済局中小企業課主査（高度化資金に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部地域経済局中小企業課高度化資金係長		経済部労働政策局雇用労政課主査（労働企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局雇用労政課労働企画係長
	経済部地域経済局中小企業課主査（商業企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部地域経済局中小企業課商業振興係長		経済部労働政策局雇用労政課主査（就業支援の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局雇用労政課就業推進係長
	経済部産業振興局産業振興課主査（ものづくり産業に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係長		経済部労働政策局雇用労政課主査（労働企画の調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係長
	経済部産業振興局産業振興課主査（IT産業に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課IT産業係長		経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室主査（働き方改革の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係長
	経済部産業振興局産業振興課主査（企業立地の支援の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課立地推進第一係長		経済部労働政策局人材育成課主査（産業人材に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局産業人材課産業訓練係長
	経済部産業振興局産業振興課主査（企業立地の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係長		経済部労働政策局人材育成課主査（公共訓練の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局産業人材課公共訓練係長
	経済部産業振興局産業振興課主査（計画推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部産業振興局産業振興課計画推進係長		経済部労働政策局人材育成課主査（高等技術専門学院等の管理の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部労働政策局産業人材課学院管理係長
	経済部産業振興局環境・エネルギー室主査（電源地域に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課電源地域係長			

経済部労働政策局人材育成課主査（研究企画の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部労働政策局産業人材課訓練開発係長	の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	長
農政部農政課主査（人事に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農政課人事係長	農政部生産振興局畜産振興課主査（肉牛の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局畜産振興課肉牛振興係長
農政部農政課主査（予算に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農政課予算係長	農政部生産振興局畜産振興課主査（畜産環境に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局畜産振興課畜産環境係長
農政部農政課主査（企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農政課企画係長	農政部生産振興局畜産振興課主査（動物糞事及び安全対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係長
農政部農政課主査（政策企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農政課政策調整係長	農政部生産振興局技術普及課主査（鳥獣対策及び農業環境に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局技術普及課農業環境係長
農政部食の安全推進局食品政策課主査（クリーン農業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部食の安全推進局食品政策課クリーン農業係長	農政部農業経営局農業経営課主査（人材育成に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農業経営課担い手対策係長
農政部食の安全推進局食品政策課主査（6次産業化の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化係長	農政部農業経営局農業経営課主査（利用集積に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農業経営課利用集積係長
農政部生産振興局農産振興課主査（てん菜及び馬鈴しょに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課てん菜馬鈴しょ係長	農政部農業経営局農業経営課主査（農業金融に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農業経営課農業金融係長
農政部生産振興局農産振興課主査（豆麦類に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課豆麦類係長	農政部農業経営局農業経営課主査（農業支援の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農業経営課農業支援係長
農政部生産振興局農産振興課主査（米に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課こめ係長	農政部農業経営局農業経営課主査（農業協同組合に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農業経営課組合指導係長
農政部生産振興局農産振興課主査（野菜に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課野菜係長	農政部農業経営局農地調整課主査（地籍調査業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農地調整課地籍調査係長
農政部生産振興局農産振興課主査（花及び果樹に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局農産振興課花果樹係長	農政部農業経営局農地調整課主査（国有農地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農地調整課国有農地係長
農政部生産振興局畜産振興課主査（牛乳及び乳製品に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部生産振興局畜産振興課牛乳乳製品係長	農政部農業経営局農地調整課主査（国有未墾地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農業経営局農地調整課国有未墾地係長
農政部生産振興局畜産振興課主査（酪農	農政部生産振興局畜産振興課酪農振興係	農政部農村振興局農村設計課主査（事業の推進に関する事務を処理すべきことと	農政部農村振興局農村設計課事業推進係長

されている者に限る。)		されている者に限る。)	
農政部農村振興局農村設計課主査（多面的機能支払いの事業執行に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村設計課多面的機能支払係長	農政部農村振興局農地整備課主査（道営の草地整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農地整備課草地整備係長
農政部農村振興局農村設計課主査（農村の活性化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村設計課農村活性化係長	農政部農村振興局農村整備課主査（農道の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村整備課農道整備係長
農政部農村振興局事業調整課主査（事業予算の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局事業調整課事業予算係長	農政部農村振興局農村整備課主査（中山間整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村整備課中山間整備係長
農政部農村振興局事業調整課主査（設計及び積算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局事業調整課設計積算係長	農政部農村振興局農村整備課主査（農地防災に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村整備課農地防災係長
農政部農村振興局事業調整課主査（技術指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局事業調整課技術指導係長	農政部農村振興局農村整備課主査（災害復旧に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係長
農政部農村振興局農業施設管理課主査（事業用地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農業施設管理課事業用地係長	水産林務部総務課主査（議会に係る部内の連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部総務課予算係長
農政部農村振興局農業施設管理課主査（土地改良団体に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農業施設管理課土地改良団体係長	水産林務部総務課主査（工事管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部総務課管理係長
農政部農村振興局農業施設管理課主査（水利施設の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農業施設管理課水利施設整備係長	水産林務部総務課主査（政策調整に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部総務課政策調整係長
農政部農村振興局農村計画課主査（農村計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村計画課農村計画係長	水産林務部総務課主査（水産企画に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部総務課水産企画係長
農政部農村振興局農村計画課主査（水田計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村計画課水田計画係長	水産林務部総務課主査（林務企画に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部総務課林務企画係長
農政部農村振興局農村計画課主査（畑地計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農村計画課畑地計画係長	水産林務部水産局水産経営課主査（水産金融に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部水産局水産経営課組金融係長
農政部農村振興局農地整備課主査（水田の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農地整備課水田整備係長	水産林務部水産局水産経営課主査（離島の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部水産局水産経営課水産支援係長
農政部農村振興局農地整備課主査（畑地の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	農政部農村振興局農地整備課畑地整備係長	水産林務部水産局水産経営課主査（水産物の安全流通に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部水産局水産経営課水産流通係長

水産林務部水産局水産経営課主査（水産物の消費流通対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局水産経営課輸出促進係長	限る。）	
水産林務部水産局水産振興課主査（栽培漁業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係長	水産林務部林務局林業木材課主査（木質バイオマスの資源量及び共有量の把握に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局林業木材課木質バイオマス係長
水産林務部水産局水産振興課主査（試験研究に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局水産振興課研究普及係長	水産林務部林務局林業木材課主査（木材の需給対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局林業木材課林業金融係長
水産林務部水産局水産振興課主査（漁場整備事業の調査及び長期計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局水産振興課漁場整備係長	水産林務部林務局林業木材課主査（林業事業体の育成及び指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局林業木材課事業体育成係長
水産林務部水産局水産振興課主査（漁場整備事業の事業計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局水産振興課漁場事業係長	水産林務部林務局林業木材課主査（担い手対策の企画及び立案に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局林業木材課担い手育成係長
水産林務部水産局漁港漁村課主査（漁港の建設に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁港漁村課事業係長	水産林務部林務局森林計画課主査（市町村森林整備計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林計画課計画推進係長
水産林務部水産局漁港漁村課主査（漁港の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁港漁村課管理係長	水産林務部林務局森林計画課主査（地域森林計画の策定に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林計画課計画樹立係長
水産林務部水産局漁業管理課主査（漁業権に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁業管理課漁業調整係長	水産林務部林務局森林整備課主査（造林事業計画の策定に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林整備課造林推進係長
水産林務部水産局漁業管理課主査（サケマス漁業の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁業管理課サケマス係長	水産林務部林務局森林整備課主査（特定母樹の増殖に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林整備課保護種苗係長
水産林務部水産局漁業管理課主査（遊漁調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係長	水産林務部林務局森林整備課主査（林道事業の推進、管理及び調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林整備課路網整備係長
水産林務部水産局漁業管理課主査（漁業取締体制の支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁業管理課指導取締係長	水産林務部林務局治山課主査（復旧治山事業及び予防治山事業の実施に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局治山課治山事業係長
水産林務部水産局漁業管理課主査（ロシア水域における漁業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局漁業管理課国際漁業係長	水産林務部林務局治山課主査（保安林事業の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局治山課森林保全係長
水産林務部林務局林業木材課主査（木材需要の拡大に係る企画及び指導に関する事務を処理すべきこととされている者に	水産林務部林務局林業木材課利用推進係長	水産林務部森林環境局森林活用課主査（木育の普及推進に係る業務の総合調整に関する事務を処理すべきこととされて	水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係長

いる者に限る。)		されている者に限る。)	
水産林務部森林環境局道有林課主査（森林整備に係る事業計画の作成及び推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	水産林務部森林環境局道有林課道有林整備係長	建設部建設政策局建設管理課主査（建設業の指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設管理課建設業係長
建設部総務課主査（予算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部総務課予算係長	建設部建設政策局建設管理課主査（建設業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設管理課建設産業振興係長
建設部総務課主査（人事に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部総務課人事係長	建設部建設政策局建設管理課主査（技術調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設管理課技術管理係長
建設部総務課主査（用地指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部総務課用地指導係長	建設部建設政策局建設管理課主査（土木工事積算要領に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設管理課積算管理係長
建設部建設政策局建設政策課主査（建設政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設政策課建設政策係長	建設部建設政策局建設管理課主査（積算システムに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設管理課積算システム係長
建設部建設政策局建設政策課主査（政策調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局建設政策課政策調整係長	建設部土木局道路課主査（道路計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局道路課道路計画係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（防災企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課施設防災係長	建設部土木局道路課主査（道路企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局道路課道路企画係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（道路の維持に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課道路維持係長	建設部土木局道路課主査（道路整備の技術に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局道路課道路技術係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（雪対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課雪対策係長	建設部土木局道路課主査（高速道に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局道路課高速道係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（治水の維持に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課治水維持係長	建設部土木局道路課主査（市町村道計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局道路課市町村道係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（河川の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課河川管理係長	建設部土木局河川砂防課主査（事業予算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局河川砂防課事業予算係長
建設部建設政策局維持管理防災課主査（道路の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建設政策局維持管理防災課道路管理係長	建設部土木局河川砂防課主査（河川計画の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局河川砂防課河川計画係長
建設部建設政策局建設管理課主査（工事の管理に関する事務を処理すべきことと	建設部建設政策局建設管理課工事管理係長	建設部土木局河川砂防課主査（治水に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部土木局河川砂防課河川整備係長

建設部土木局河川砂防課主査（砂防に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部土木局河川砂防課砂防係長	水道計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	画係長
建設部土木局河川砂防課主査（災害復旧に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部土木局河川砂防課災害復旧係長	建設部住宅局建築指導課主査（民間住宅に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課企画係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（開発指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課開発指導係長	建設部住宅局建築指導課主査（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課普及推進係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（景観に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課景観係長	建設部住宅局建築指導課主査（建築基準に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課建築基準係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（都市計画区域の指定に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課区域計画係長	建設部住宅局建築指導課主査（審査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課審査係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（交通施設に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課施設計画係長	建設部住宅局建築指導課主査（防災に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課建築防災係長
建設部まちづくり局都市計画課主査（都市政策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課都市政策係長	建設部住宅局建築指導課主査（耐震に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局建築指導課建築安全係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（経営企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課経営企画係長	建設部住宅局住宅課主査（北海道住生活基本計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課計画係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（街路計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課街路計画係長	建設部住宅局住宅課主査（公営住宅に係る市町村への指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課指導係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（街路技術に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課街路技術係長	建設部住宅局住宅課主査（住宅の建設に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課住宅建設係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（区画及び宅地に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課区画整理係長	建設部住宅局住宅課主査（住宅の改善に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課住宅改善係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（組合の指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係長	建設部住宅局住宅課主査（住宅の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課住宅管理係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（公園計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課公園計画係長	建設部住宅局住宅課主査（家賃に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部住宅局住宅課家賃管理係長
建設部まちづくり局都市環境課主査（下	建設部まちづくり局都市環境課下水道計	建設部建築局計画管理課主査（契約に関	建設部建築局計画管理課契約係長

する事務を処理すべきこととされている者に限る。)		理すべきこととされている者に限る。)	
建設部建築局計画管理課主査（営繕の計画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局計画管理課計画係長	建設部建築局建築整備課主査（赤れんが庁舎及び議会庁舎の整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課赤れんが整備係長
建設部建築局建築保全課主査（機械設備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築保全課ストックマネジメント係長	出納局総務課主査（決算に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局総務課決算係長
建設部建築局建築保全課主査（建築の修繕に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築保全課建築修繕係長	出納局総務課主査（財務システムに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局総務課財務システム係長
建設部建築局建築整備課主査（建築第一グループの分掌事務のうち、設計に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課建築第二係長	出納局総務課主査（入札管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局総務課入札管理係長
建設部建築局建築整備課主査（建築第二グループの分掌事務のうち、設計に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課建築第三係長	出納局財務指導課主査（検査企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局財務指導課検査係長
建設部建築局建築整備課主査（建築第二グループの分掌事務のうち、施工に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課建築第四係長	出納局会計管理室経理課主査（国費に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局会計管理室経理課国費係長
建設部建築局建築整備課主査（外構に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課土木係長	出納局会計管理室経理課主査（歳出に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局会計管理室経理課歳出係長
建設部建築局建築整備課主査（電気設備に係る施工に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課電気設備第一係長	出納局会計管理室経理課主査（歳入に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局会計管理室経理課歳入係長
建設部建築局建築整備課主査（電気設備に係る設計及び環境に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課電気設備第二係長	出納局会計管理室調達課主査（本庁の集中処理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局会計管理室調達課調達第一係長
建設部建築局建築整備課主査（機械設備に係る施工の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課機械設備第一係長	出納局会計管理室調達課主査（石狩振興局の集中処理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	出納局会計管理室調達課調達第二係長
建設部建築局建築整備課主査（機械設備に係る設計及び環境に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局建築整備課機械設備第二係長	東京事務所行政課主幹（国際貿易交渉に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	東京事務所行政課課長補佐
建設部建築局建築整備課主査（札幌医科大学の建築の総合調整に関する事務を処	建設部建築局建築整備課医大整備係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主幹	札幌道税事務所税務管理部課税第一課課長補佐
		札幌道税事務所税務管理部課税第二課主幹	札幌道税事務所税務管理部課税第二課課長補佐
		札幌道税事務所税務管理部納税課主幹	札幌道税事務所税務管理部納税課課長補

(徴収嘱託に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	佐	北海道北方領土対策根室地域本部北方領土対策室主査(運動交流に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	北海道北方領土対策根室地域本部北方領土対策室運動交流係長
札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主幹	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課課長補佐	計量検定所主査(総務に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	計量検定所総務係長
札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主幹	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課課長補佐	計量検定所主査(計量器の検定の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	計量検定所業務係長
計量検定所主幹(総務に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	計量検定所総務課長	計量検定所主査(計量器の検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	計量検定所検査係長
計量検定所主幹(計量器の検定及び検査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	計量検定所業務課長	空知総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	空知総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長
東京事務所行政課主査(所内の連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	東京事務所行政課総務係長	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室企画総務課保健推進係長
札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査(部内の連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課総務係長	空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室用地課調査第一係長	空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室用地課調査係長
札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査(個人事業税に関する事務の総合調整を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課個人事業税係長	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所施設保全室主査	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所主査
札幌道税事務所税務管理部納税課主査(課内の連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部納税課納税企画係長	石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長
札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査(部内の連絡調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課総務係長	後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長
札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査(自動車税の住所調査に関する事務の総合調整を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課住所調査係長	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所施設保全室主査	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所主査
札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査(自動車税の課税に関する事務の総合調整を処理すべきこととされている者に限る。)	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課課税係長	胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長
北海道北方領土対策根室地域本部北方領土対策室主査(企画振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	北海道北方領土対策根室地域本部北方領土対策室企画振興係長	渡島総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査(保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長

る。)		
渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所施設保全室主査	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所主査	
渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所施設保全室主査	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所主査	
上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室企画総務課保健推進係長	
留萌振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	留萌振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長	
宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長	
オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課保健推進係長	
オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室企画総務課保健推進係長	
十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長	
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所施設保全室主査	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所主査	
十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所施設保全室主査	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所主査	
釧路総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課主査（保健の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課保健推進係長	